

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第4回)

- 日 時 令和8年6月16日 午後3時00分～午後3時07分、午後4時09分～午後4時13分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 (1) 調査請求の適否について
(2) 審査結果報告書について
- 出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 寺田一樹、石崎遊太、千田征志、森谷久一郎、小林直樹
- 出席議会事務局職員 石川博英議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー
-

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いします。

お手元の次第のとおり、本日は、前回に引き続き調査請求の適否から審査を行います。

第2回の審査会では、調査請求者及び当該議員への聴取を行わないことを決定しましたので、本日は調査請求の適否に関するご議論を頂きたいと思います。

なお、政治倫理条例施行規程第8条では、当該議員に意見を述べる機会を与えることになっておりますので、あらかじめ草間議員にお伝えしましたところ、意見を述べることは要さないとのお考えでしたので、この際、ご報告いたします。

それでは、調査請求の適否について皆さんのご意見を伺いたいと思います。

○委員 調査に進むべきか否かという判断をするものと理解してはいますが、請求書と添付資料を前提に判断するに当たって、調査に進むだけの根拠が十分に示されているとは言えないため、調査請求としては否とすることが適当だと思います。

○委員 調査請求書の添付書類を見ますと、草間議員が、その前のやり取りがあるんでしょうけれど「気をつけたほうがいいよ」「突き落とされ……」、そこが聴取不能。で、「気をつけて」。気をつけてを2回言っていますね。その後ですね、これ、市長が容認できないという発言を受けて草間議員が「はい、すいません。撤回……」っていうのと、その後で「改めて、発言に対して撤回をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。」という発言が草間議員からあります。これだけを見ても発言撤回や申し訳ないと謝っているのは事実であって、どういうことなのか、何を撤回して何を謝ったのかというのを調査する必要があると思うので、調査請求については適当であると考えます。

○委員 前々回でも発言したとおり、今回の、この一連の草間議員の発言、市長の発言を見ても、草間議員の発言に対して市長が容認できないという、それに対して撤回しますと、すいません、申し訳なかったという趣旨の発言をされておりますので、これでこの件については、完結はしていないんでしょうけれども、これ以上の調査は要らないかなということで否としたいと思います。

○委員 調査請求書、それから添付書類、これらにいろいろと書かれていますが、今、委員が言われたように、最後のところで草間議員のほうから謝罪の発言であったり、撤回っていうような表現があります。これは、何かしらの不適切な発言があったからそういったことになったのかなと思っていますので、そういった意味では調査請求書に書かれている事案については、もう少し調査をしなければならないと思いますし、請求自体は適当なものだと思っていますので、適とさせていただきますと思います。

○委員 調査請求書を見させていただいて、否で適当だと思います。

○委員長 意見が分かれたので、採決により決定いたします。

なお、採決は適と決定することの可否を諮りますので、挙手がない場合は否の意思表示であるとみなしますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

お諮りします。今回の調査請求の適否について、適と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。したがって、調査請求の適否については、否ということで決定いたします。

この後は、審査結果の報告に関する協議を行うことになります。これまでの審査内容を報告書にまとめる必要がありますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 07 分休憩

午後 4 時 09 分再開

○委員長 再開いたします。

お手元の次第に追加をいたしまして、審査結果の報告について協議に入ります。

政治倫理条例第 9 条第 4 項により議長に審査結果の報告をしますので、この報告内容を決定いたします。お手元の報告書案について、まず事務局から説明をさせます。

○議会総務課長 説明いたします。本日、審査が終了いたしましたので、これまでの審査結果をまとめました報告書を議長宛てにご提出いただくことになります。お手元に配付してございます審査結果報告書の案をご覧ください。

令和 8 年 2 月 26 日に本審査会に付託された件について、三浦市議会議員政治倫理条例第 9 条第 4 項の規定により報告するものとなっております。

まず、1. 審査対象議員は草間道治議員でございます。

次に、２．付託事案でございますが、「令和７年11月28日開催の各派代表者会議における発言について」としてございます。

次に、３．審査結果ですが、本日ご決定いただいたとおり「調査請求の適否について否と決定した」でございます。

次に、４．審査の経過としまして、審査会の開催日、また「審査の概要は別紙のとおり」といたいたしました。

２ページ目以降は、別紙といたしまして、開催ごとの概要をまとめたものとなっております。

内容につきましては、あらかじめご覧いただいておりますので、この場での読み上げは割愛させていただきます。

報告書案の内容については、以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたが、質疑、意見等があればお願いいたします。（「なし」の声あり）

なければ、お手元の案のとおり審査結果報告書を議長に提出することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）では、この報告書をもって、後ほど私のほうから議長に報告いたします。

最後に、本日以降の流れについて事務局から説明をさせます。

○議会総務課長　それでは、ご説明申し上げます。

まず、審査結果の報告についてでございます。本日、審査会を閉じた後になりますが、長島委員長から神田議長に、ただいまご確認いただいた報告書により審査結果の報告を行っていただきます。

また、政治倫理条例施行規程第９条では「議長は、審査会から報告を受けたときは、当該報告書の写しを調査請求を行った者及び当該議員に送付するもの」とされておりますので、引き続き議長から当該議員に報告書の写しをお渡しいただきます。なお、調査請求者への送付は郵送により行います。

政治倫理条例第８条第４項では「審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする」と規定されておりますので、議長への報告を終えた時点で委員の任期が終了し、当審査会はなくなります。

次に、審査結果の公表についてでございます。条例第９条第５項で「議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない」と規定されております。また、政治倫理条例施行規程第10条第１項では「審査結果の概要の公表は、三浦市議会だよりへの掲載により行う」と定められておりますので、今後、議会だよりに記事を掲載いたします。

そのほか、三浦市議会のウェブサイトにも政治倫理審査会のページがございますので、こちらにも準備ができ次第、審査結果報告書を掲載する予定でございます。

最後に、議会に対する報告でございますが、過去の例に倣い、議長から各派代表者会議への報

告と、本会議で配付する「議長報告」への掲載により行いますので、ご承知おきいただければと思います。

本日以降の流れにつきましては、以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたが、質疑、ご意見などございますか。（「なし」の声あり）
では、ただいまのとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

当審査会の審査は、以上で全て終了いたしました。事務局からの説明にもありましたが、審査会の委員の任期は議長への審査結果の報告を終了したときまでとなっておりますので、本日、当審査会は解散となります。委員の皆さんには、運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして当審査会を閉じさせていただきます。ご苦労さまでございました。
